

平取町災害時受援計画

令和 7 年 1 2 月

目 次

第1章 基本方針

第1節 本計画の目的	P 1
第2節 本計画の位置づけ	P 1
第3節 国・北海道の動きを踏まえた受援体制	P 1
第4節 本計画の支援の範囲	P 2
第5節 受援に係る法的根拠等	P 2
第6節 本計画の適用	P 3

第2章 本町の受援体制

第1節 基本的な考え方	P 4
第2節 受援のための組織の構成・庁内各部の運用	P 4
第3節 受援要請の流れ	P 5
第4節 費用負担	P 6
第5節 長期化への対応	P 6

第3章 受援対象業務

第1節 想定される受援業務	P 7
---------------	-----

第4章 感染症への対応

第1節 感染症への対応の必要性	P 8
第2節 感染対策	P 8
第3節 対策を講じる場所	P 8
第4節 受入れにあたっての留意事項	P 8
第5節 感染症に関する情報共有	P 8
第6節 各業務における感染症対策	P 9

第5章 支援の受入れ

第1節 人的支援の受入れ手順	P 10
第2節 物的支援の受入れ手順	P 13
第3節 物的支援の確保	P 14

第 6 章 平取 VC の設置・運営について

第 1 節 基本的な考え方	P 16
第 2 節 平取 VC の設置	P 16
第 3 節 平取 VC 運営の要請	P 16
第 4 節 平取 VC の業務	P 16
第 5 節 資機材等の確保	P 16

第 7 章 受援力向上に向けた長期的な取組

第 1 節 本計画の見直し・更新	P 17
第 2 節 相互応援（受援）体制の強化	P 17
第 3 節 災害対策本部体制等の研修・訓練等の実施	P 17

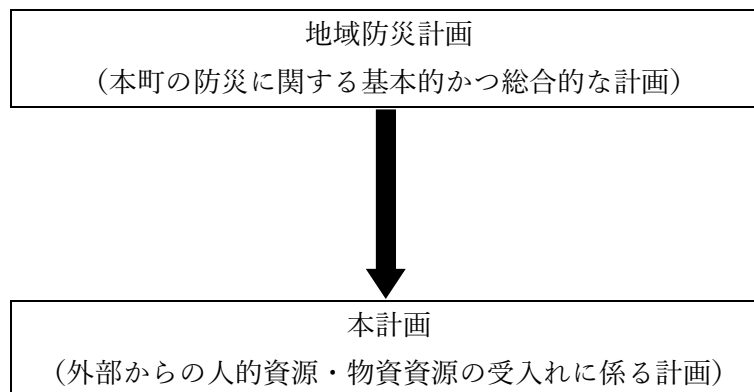
第1章 基本方針

第1節 本計画の目的

大規模な災害が発生した場合において、各市町村は地域防災計画に基づき住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有する。しかし、被災地方公共団体は膨大な災害応急業務や被災者支援にも対応する必要がある、かつ、継続すべき通常業務にも対応しなければならないため、他の行政機関や民間企業、ボランティア等からの支援を最大限活用することが重要である。このため、平取町（以下、「本町」という。）における応援職員等を迅速、的確に受入れて情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を明らかにすることを目的に「平取町災害時受援計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

第2節 本計画の位置づけ

本計画は、平取町地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）の下位計画である。



第3節 国・北海道の動きを踏まえた受援体制

国は、平成28年12月に熊本地震に関する報告書を公表しており、「受援を前提とした災害対応体制整備を含めた市町村の大規模災害への対応力の強化」の必要性について提言した。

平成29年3月には内閣府（防災担当）が「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定・公表し、道においても平成30年2月に「北海道災害時応援・受援マニュアル」を策定。また、胆振東部地震災害の検証から得られた知見や新型コロナウイルス感染症への対応などを反映し、令和3年2月に改正が行われ、さらには、令和6年度能登半島地震における応急対策職員などを通じて得られた知見を反映し、令和7年4月に改正が行われており、本町においても、国や北海道等から人的資源・物的支援を円滑に受入れるため、当該ガイドラインに基づく北海道との整合性を図りながら、本計画を運用していくものとする。

第4節 本計画の支援の範囲

本計画では、災害時に行われる外部からの人的及び物的支援を対象とし、その範囲は以下のとおりとする。

(1)本町に人的支援を行うことが想定される団体等

- 地方公共団体
- 消防機関
- 自衛隊
- 国出先機関
- 医療機関
- 災害時応援協定締結団体
- ボランティアその他団体
- 警察機関

(2)本町に行われる物的支援の種類

- 北海道からの物資（国からの支援を含む）
- 災害時応援協定に基づく物資の調達
- 救援物資

(3)本町に行われる物流に係る支援の種類

- 集積場所の運営
- 輸送業務

第5節 受援に係る法的根拠等

本計画に基づき、応援団体に応援要請する際の法的根拠等は、以下のとおりである。

【応援要請の法的根拠】

種別	要請先	要請内容	法的根拠等
人的支援	北海道知事	応援の要求及び災害応急対策の実施	災害対策基本法第 68 条
		緊急消防援助隊の応援要請	消防組織法第 44 条及び第 44 条の 3
		自衛隊への派遣要請	災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項
	他市町村長	応援要請	災害対策基本法第 67 条第 1 項
	防災協定締結団体	協定等に定める事項	各種防災協定
物的支援 (物資供給)	北海道知事	物資又は資材の提供	災害対策基本法第 86 条の 16
	防災協定締結団体	物資の供給	各種防災協定

第6節 本計画の適用

災害発生時に人的資源・物的資源が不足する場合、本計画を適用し応援要請を行う等受援体制を確立する。

(1) 適用要件

- ① 町内で震度5弱以上の地震が発生したとき及び本町に対して気象庁より大雨特別警報が発表された場合。
- ② 上記以外においても、町内において大規模な災害が起きたとき、または発生する恐れがある時に、平取町災害対策本部（以下、「災対本部」という。）を設置した場合で、災対本部長（町長）、または代理者が必要と認めた場合。

(2) 受援想定期間

外部からの応援主体の受入れ想定時期は災害規模、被災状況等にもよるが概ね次の表のとおりである。

【応援の種類と受援想定期間】※着色箇所は受入れ想定期間

応援の種類		時期						
		発災後 3時間 程度	発災後 3時間 ～ 12時間 程度	発災後 12時間 ～ 24時間 程度	発災後 24時間 ～ 3日 程度	発災後 3日 ～ 1週間 程度	発災後 1週間 ～ 1か月 程度	発災後 1か月
人的 支援	警察・消防							
	自衛隊							
	医療機関							
	地方公共団体							
	協定締結 民間団体							
	ボランティア・ NPO							
物的 支援	国プッシュ型							
	協定締結民間団 体							
	地方公共団体							

第2章 本町の受援体制

第1節 基本的な考え方

災害時の応援受入れ等の受援業務については、応援を受入れる各部において主体的に判断、実施することとし、全体調整及び指揮命令を災対本部が行うものとする。

第2節 受援のための組織

(1) 災対本部の主な役割

災対本部内に受援に関する全体調整を担当する受援統括係の設置を行う。総務対策部を受援統括係とし、全体調整のほか、行政機関・自衛隊への応援要請、町全体の受援状況の取りまとめを行う。

【想定される業務】

- ① 人的・物的資源等のニーズ把握等の各部との連絡調整
- ② 各部のニーズに基づく人的・物的資源の調整、情報発信
- ③ 応援自治体等との連絡調整に関する総合窓口
- ④ 定期的な全体調整会議の開催

(2) 応援を受入れる各部の受援担当者の役割

応援を受入れる各部に受援担当者を置く。各部受援担当者は、業務における人的・物的資源ニーズを把握するとともに、受入れ状況を整理し、受援統括係との連絡調整を行う。

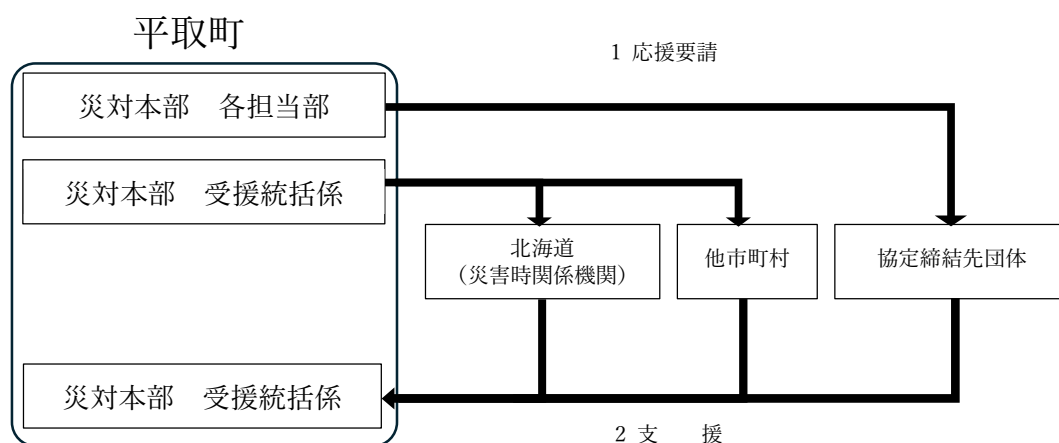
【想定される業務】

- ① 応援職員等の受入れに関すること
- ② 受援統括係、各部受援担当者との連絡調整に関すること
- ③ 応援職員等への連絡調整に関すること
- ④ 応援職員等に対しての情報提供等の周知に関すること
- ⑤ その他応援職員等へのサポートに関すること

第3節 受援要請の流れ

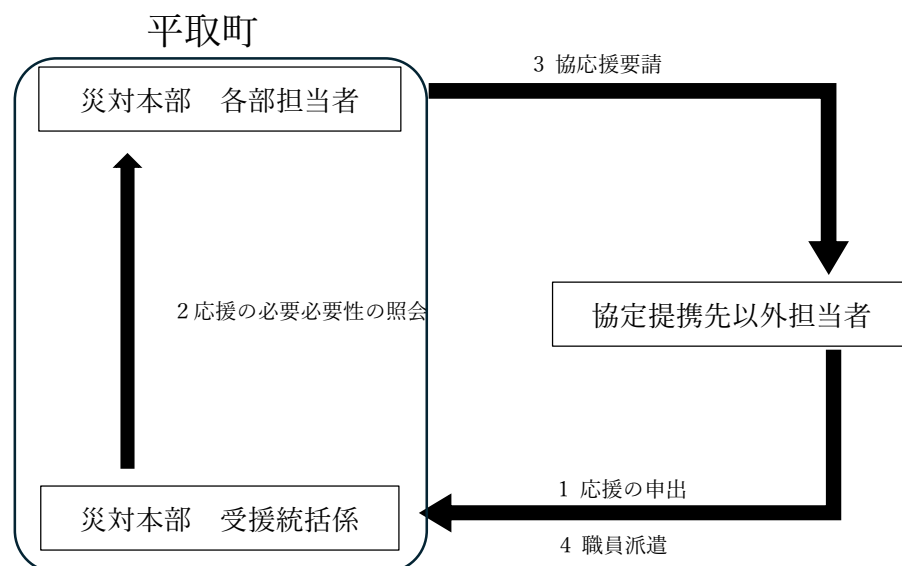
(1) 災害関係機関、他市町村、協定締結団体より応援を受入れる場合

災害対策基本法に基づく応援は、基本的に受援統括係が応援要請を行い、受援統括係を通じて各対策部が受入れを行う。また、相互応援協定等の締結先団体に対する応援については、各担当部が直接応援要請を行う。



(2) 協定締結先以外の団体から応援を受入れる場合

相互応援協定等の締結先団体以外の団体から応援の申出があった場合、受援統括係は町内の受援実施状況を考慮し、応援が不足していると判断される場合は、各部各班に応援要請の必要性を照会し、応援が必要な場合は、各担当部が応援を要請し、受援統括係を通じて受入れる。



第4節 費用負担

応援に要する経費と取扱いについては、原則、本町が負担するものとし、応援協定に基づく場合は、それぞれの協定に定められているところにより支払う。

なお、災害救助法が適用された際の対象経費については、北海道が支弁する。

【主な受援業務における災害救助法の対象経費】

応援・受援業務	要因・内容	災害救助法対象経費
災対本部支援	災対本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供与に係る食糧費 ・仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇用経費 ほか
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当および出張旅費 ※災害救助法の救援物資以外（化粧品等）の仕分け等の業務は対象外
給水	給水車の派遣	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	応援職員の場合、職員の時間外金手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被災認定、 罹災証明書交付業務要員	※対象外 災害救助法に基づく応急救助ではないため
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 災害救助法に基づく応急救助ではないため

※災害救助法適用経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参照

第5節 長期化への対応

長期間にわたる復旧・復興への取組を継続していくために、長期化の予想が見込まれた時点で、職員間のローテーションにより職員の健康管理を図りながら対応していくこととするが、職員のすべてが一度に入れ替わることがないように、業務の持続性を意識したローテーションをとる。

その中で、本町職員でカバーしきれない部分については応援職員やボランティア等の理解を得たうえで対応を依頼する。

第3章 受援対象業務

第1節 想定される受援業務

大規模災害時に非常時優先業務及び継続必要通常業務のうち、人的資源が不足する業務に早期に応援職員を受入れ、配置する。また、各班は応援を受けて実施する業務をあらかじめ検討し、応援側に依頼する業務範囲、業務内容を可能な限り事前に整理し、受援業務ごとに「様式 12_受援シート」をあらかじめ作成する必要がある。

【想定される受援業務と担当部】

番号	業務名	対策部
1	避難所の運営業務	民生対策部、文教対策部
2	要配慮者の支援業務	保健福祉対策部
3	物資調達等業務	総務対策部、民生対策部、
4	ボランティアの派遣要請、受入れ配置業務	総務対策部、保健福祉対策部 民生対策部、各部
5	被災建設物応急危険度判定業務	建設対策部
6	被災宅地危険度判定業務	建設対策部
7	建物被害認定調査業務、罹災証明書の発行業務	総務対策部、建設対策部
8	災害廃棄物対策業務	民生対策部
9	保健衛生・救護業務	保健福祉対策部
10	給水活動業務	建設対策部
11	上水道の応急復旧業務	建設対策部
12	道路、河川、橋梁の応急復旧業務	建設対策部
13	遺体安置所の運営業務	民生対策部
14	応急仮設住宅供給業務	建設対策部
15	住宅応急修理業務	建設対策部
16	財政に関する業務	総務対策部

第4章 感染症への対応

第1節 感染症への対応の必要性

感染症の拡大が懸念される状況において受援活動を行うにあたっては、避難所等での感染による災害関連死防止や円滑な受援業務の遂行のため、適切な感染症の拡大防止対策を徹底する必要がある。

第2節 感染対策

受援活動にあたっては、十分な換気に努め、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場所）を回避するとともに、手指消毒、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防に努める。

第3節 対策を講じる場所

感染症対策を講じる必要がある場所は、災対本部、避難所、救助活動拠点、物資の集積場所、ボランティアセンター、自衛隊宿営地等、人と人との接触する可能性があるすべての場所であることに留意する。

第4節 受入れにあたっての留意事項

自治体職員等の受入れにあたっては、応援団体に対して、出発前の体調管理やマスク、防護服等のPPE（Personal Protective Equipment：個人用防護）を持参するよう依頼する。

また、自治体職員に加え、ボランティア等に対しては、活動時に体調がすぐれない場合は、責任者等に連絡の上、直ちに応援活動から外れるよう依頼する。

第5節 感染症に関する情報共有

適切な感染症対策を講じるため、国、道、関係機関に対して、感染者発生状況等の情報を提供する。また、応援者が感染した場合に備え、連絡体制を構築する等、感染症に関する迅速な情報共有に努める。

ただし、感染者等に係る個人情報の取扱いは、不当な差別、偏見が生じないように十分な配慮を行う。

第6節 各業務における感染症対策

1 物資調達について

物資の受入れや搬出作業にあたっては、定期的な手洗いや施設内でのマスク・手袋の着用に努める。ただし、マスク着用時は、熱中症や呼吸困難に陥ることを避けるため、負荷のかかる作業を実施する際は注意するものとする。

2 医療・保健活動について

原則として、PPEなどの感染防止対策物品を持参の上、保健医療活動を実施するとともに、メンバーの検温等の体調管理を徹底するよう促す。

3 高齢者や障がい者を支援する職員等について

感染症に感染すると重症化リスクが高いといわれている高齢者や基礎疾患を有する者が多く利用する社会福祉施設等において、感染者が発生すると重大な事態となる恐れがあるため、応援要請にあたっては、それぞれの施設の状況に応じた感染症対策を講じる必要がある。

4 ボランティアや自治体応援職員等

下記について、留意してもらうよう依頼するものとし、感染症の状況によっては受入れを見合わせることも勘案する。

【派遣される際の留意事項】

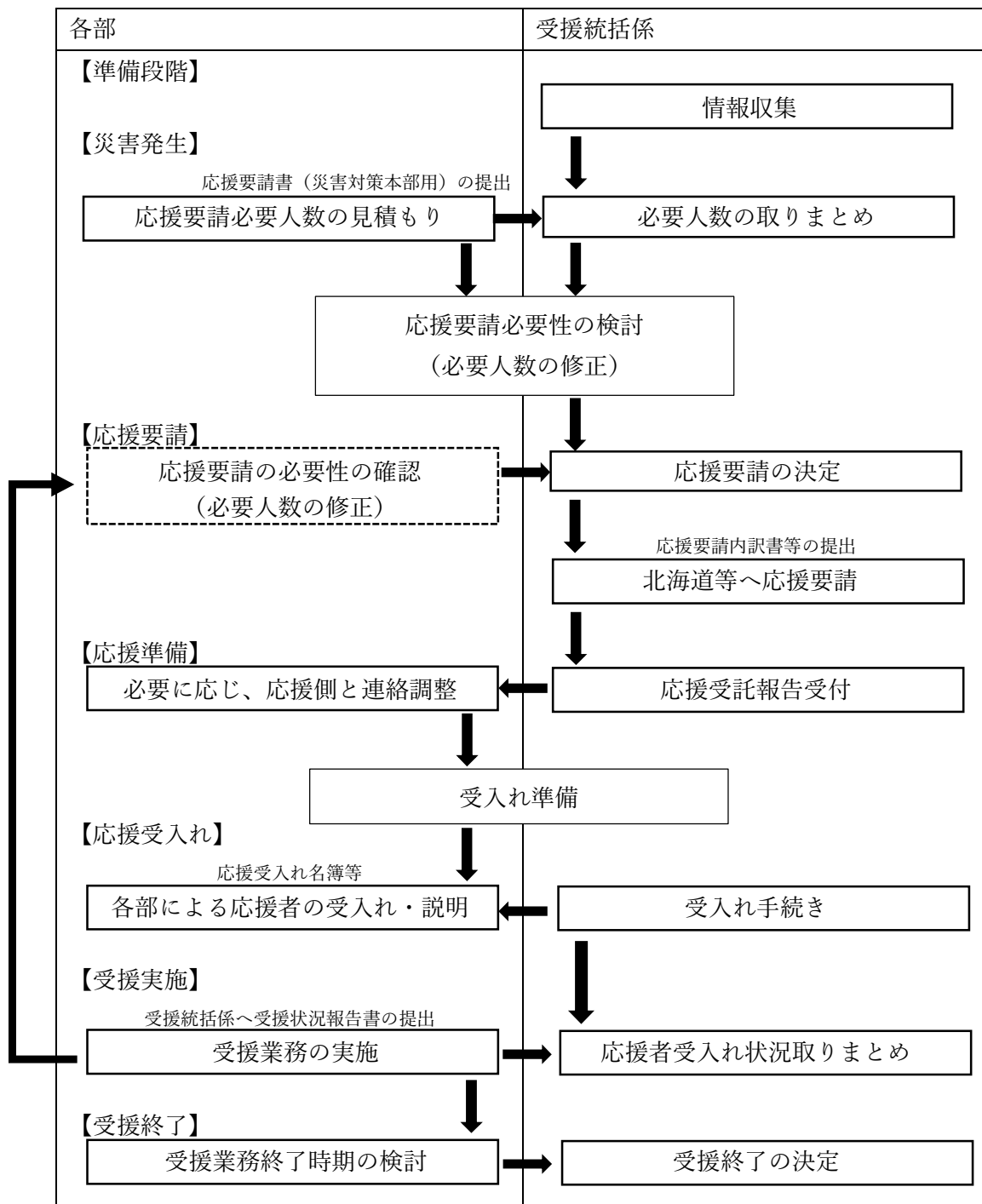
- ① 感染リスクを十分に理解したうえで、受入れ先の指示に従い、最大限の予防対策を実施しながら参加すること。
- ② 感染症の状況によって受入れが、中止、延期になることについてご了承いただけること。
- ③ 派遣されるまで健康管理に努め、体調不良や嗅覚障害などの異変を感じた場合、応援を見合わせること。
- ④ 活動時に体調がすぐれなくなった場合、直ちに応援活動から外れること。

第5章 支援の受入れ

第1節 人的支援の受入れ手順

災害発生直後から、復旧・復興の段階に至るまで、様々な分野・職種で人的支援が必要となる。そこで、災害発生時に人的支援の受入れを円滑に実施するため、受援業務の応援要請・受入れの手順や受入れに係る役割分担を明確化する。

【人的支援の受入れ手順フロー図】



(1) 準備段階

各部は、大規模災害等が発生した場合に応援職員等に依頼する受援業務、人的資源の見積もり等を検討し、受援統括係は、各部から伝達される応援要請内容等について事前に情報収集を行っておく。

(2) 災害発生時

① 応援要請の必要性

各部は非常時優先業務の実施にあたって、人的資源の不足や、不足が想定される場合は応援要請の必要性について判断する。

② 受援統括係への伝達

各部受援担当者は内部の応援要請の必要性を取りまとめた上で、受援統括係に伝達する。(ボランティア等については、「第6章「平取町災害 VC の設置・運営」参照」

受援統括係への伝達は電話等で行った後、「様式1_応援要請書(災害対策本部用)」の作成をもって行う。

③ 応援要請

受援統括係は、各部からの伝達事項に基づき応援受入れ先の割り当てや人数を調整する。

北海道等への応援要請については、上記の調整結果に基づき、災対本部会議において災対本部長が決定し、受援統括係が「様式2_災害派遣要請書」、「様式3_応援要請内訳書(職員派遣)」の作成をもって行う。

(3) 応援準備

① 連絡調整

応援要請後、受援統括係は、各部受援担当者からの伝達、調整結果に基づき、応援職員の人数や到着時期、携行品等の事項について、北海道や応援側団体と調整し、各部受援担当者に伝達する。

② 必要な資機材の準備

各部は、業務に必要な資機材を準備する。不足が予想される場合は、受援統括係を通じて、応援側団体に持参してもらうよう依頼するとともに、北海道や協定締結団体等に要請する。

③ 活動拠点の確保

各部は応援職員が活動する執務スペースについて、各部所管施設等を活用して確保に努める。宿泊場所、食料、飲料水、燃料等については、応援団体で確保してもらうことを基本とする。

(4) 応援受入れ

① 受援状況の報告

各部受援担当者は、応援職員を受入れ、「様式5_ボランティア受付簿」「様式6_受援状況報告書」の作成を持って適宜受援統括係へ報告を行う。

② 報告の取りまとめ

受援統括係は、受入れ状況の取りまとめを行う

③ 業務内容の説明

各部は応援職員に受援業務の内容・手順等について説明を行う。

(5) 受援実施

① 応援職員との情報共有

各部は、応援職員に対し、業務のスケジュール説明、進捗状況の共有等、応援職員に必要とされる情報共有を行う

② 業務内容の変更等報告

各部受援担当者は、業務量及び必要人員を考慮し、必要に応じて応援職員の要請（応援職員の増減）や業務内容の変更を検討し、変更があった場合には「様式6_受援状況報告書」等の作成を持って受援統括係に報告する。

③ 応援職員の交代

各部は、応援職員の交代に際して、適切に引継ぎが実施されるよう、前任応援職員の「様式7_事務引き継ぎ書」等の作成を持って後任応援職員との情報共有を行う。また、交代人員について「様式5_ボランティア受付簿」の更新、「様式6_受援状況報告書」等の作成を持って受援統括係に報告する。

(6) 受援の終了

① 終了の判断

各部は、受援業務が終了する場合又は、業務に必要な人員が充足する等支援の必要性がなくなつたと認められる場合は、受援の終了を判断し、受援統括係に報告する。

② 決定・実施

災対本部長は、受援統括係からの報告を受け、受援の終了を検討し、決定する。

③ 終了後

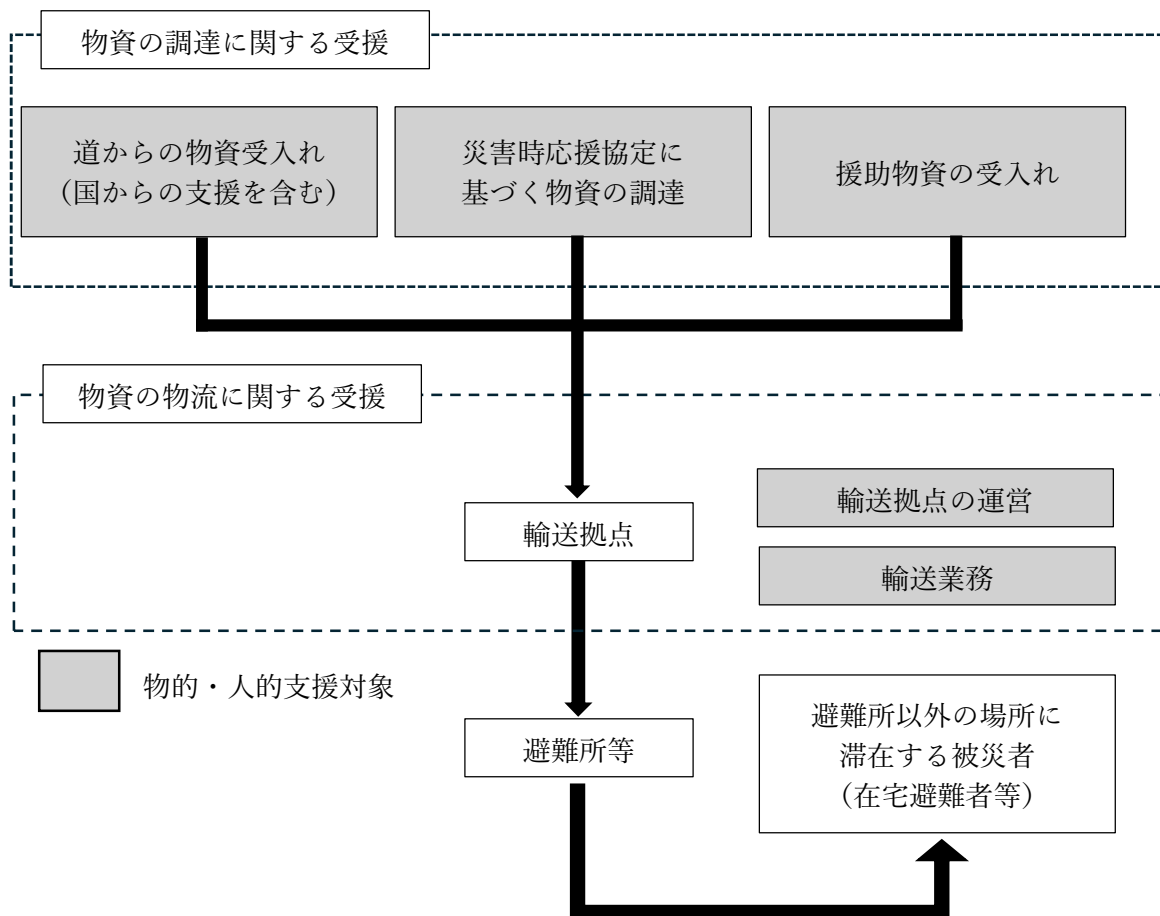
受援終了後、各部受援担当者は「様式6_受援状況報告書」の作成を持って受援統括係に受援の終了を報告する。

第2節 物的支援の受入れ手順

本町では、災害対策用備蓄品の整備を行っているが、避難生活の長期化や物流の復旧に時間を要する場合等において、物資が不足することが想定される。

また、過去の災害においても、必要な物資の不足や集積場所に物資が滞留し、避難所への配送が滞る等の混乱が指摘されている。

そこで、災害発生時に物資の供給を円滑に実施するため、物資の調達及び物流について、外部からの支援を受入れる体制を整備する。



(1) 物的支援の要請

① 支援の要請

災対本部長は、被害が甚大で本町の備蓄物資が不足すると見込まれる場合は受援統括係が「様式4_応援要請内訳書（物資・資機材等）」の作成を持って北海道をはじめとした関係機関へ物的支援の要請を行う。

② 受入れ・輸送

総務対策部は、関係機関から送られてくる支援物資を輸送拠点に集積し、保管や仕分け等を実施する。また、保健福祉対策部は物資輸送協定締結先団体及び外部からの応援職員等の協力のもと、支援物資を各避難所等に輸送する。物資の管理は「様式8_物資受払簿」の作成をもって行うものとする。

第3節 物的支援の確保

(1) 町備蓄品の活用

発災直後は、住民は自ら備蓄した食料・物資により生活するのを前提とするが、災害規模や被災状況等により避難所等に避難した住民に対して、各避難所等に備蓄されている食料等の配布を行う。不足する場合は、総務対策部は食料等を搬送する手配を行う。

(2) 協定等に基づく調達

総務対策部は災害協定を締結している企業や団体からの物的支援提供および発注による調達を行う。物資が不足する場合は災害協定未締結の民間事業者からの物資調達を行う。

(3) 北海道、自治体等からの支援

北海道、応援協定締結団体等に必要物資提供の要請をし、調達する。（第5章第2節「物的支援の受入れ手順」参照）

(4) 個人等からの義援物資

不特定多数からの義援物資等は、仕分け作業、在庫管理等に多大な労力及び時間を要するため、原則として受入れず、可能な限り義援金での支援を広報する。

【想定される物的支援】

区分	項目
飲料水・食料	・食料（おにぎり・パン等）・飲料水・アレルギー対応食
生活用品	・毛布、寝具　・ティッシュ（ウェットティッシュ）　・食器、箸 ・カイロ　・洋服、下着　・生理用品　・石鹸、歯ブラシ ・タオル　・簡易トイレ　・投光器、発電機、暖房器具 ・ビニール袋　・マスク　・コードリール　・簡易ベッド ・間仕切り　・簡易テント　・消毒液
高齢者・障がい者・乳幼児用品	・乳幼児、高齢者用食料　・粉ミルク、哺乳瓶　・紙おむつ

※発災直後は、おにぎり、パン等、すぐに食べられる食料を必要とする。

※衣類、日用品等はすべて新品とする。

※内容、数量、賞味期限、提供元（連絡先）がわかるように1箱ごとに表示する。

第6章 平取VCの設置・運営について

第1節 基本的な考え方

本町では、地域防災計画の中で、災害時のボランティア活動が円滑に展開し、被災者支援や復旧活動が速やかにできるよう、災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）を設置することと定めており、災害時には平取町社会福祉協議会（以下「平取社協」という。）に平取町災害ボランティアセンター（以下「平取VC」という。）の設置を求めることとしている。

設置、運営については平取社協との「平取町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」、また、平取社協の定める「平取町災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」の内容に基づき行うものとする。

第2節 平取VCの設置

大規模災害発生時において、災対本部が災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めた時は、平取社協と協議の上、平取VCを設置する。

また、災害の状況に応じて、設置場所及び設置施設等について、その都度協議し、決定するものとする。

第3節 平取VCの運営の要請

平取VCの運営を要請するときは、平取VCの設置の日時、場所及び運営に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、文書による要請が困難な時は、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。文書については、「様式9_ボランティアセンター設置要請書」参照。

第4節 平取VCの業務

平取VCが行う業務は次のとおりとする。

- (1) 災害ボランティア（本町と災害ボランティア等に係る協定を締結しているものを除く。）の受入れ及び活動指示等に関すること。
- (2) その他、災害ボランティア活動を支援するために必要な業務。

第5節 資機材等の確保

平取社協と協力して平取VCの運営に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所等の確保を行う。

第7章 受援力向上に向けた長期的な取組

第1節 本計画の見直し・更新

本計画は、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを活用して、国の新しい制度や知見、情勢の変化、マニュアルの改正等に伴う修正を行い、見直していく。その習熟のために、既存の防災マニュアルにも受援対象業務の内容を反映させ、研修・訓練等を通じて内容を周知し、理解を深めていくものとする。

第2節 相互応援（受援）体制の強化

大規模災害時には、行政の力だけですべての事態に対応することはできない。また、民間事業者等には、専門的な対応力や機動力によって、被災者の細かいニーズに対応できる力があり、その力を最大限活用し、行政と民間事業者等が相互に得意分野を生かして役割分担することが効率的である。

また、大規模災害時において、円滑に支援を受けられるように、平常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。

相互応援協定の締結にあたっては、近隣の民間事業者や市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結も考慮する。

第3節 災対本部体制等の研修・訓練等の実施

今後、さらに受援力を高めていくためには、各関係機関を巻き込んだ研修や訓練等が重要となる。研修においては、大規模災害に対する職員としての心構えや責務、災害時にとるべき対応、タイムライン、町の体制等についての確認や各種防災マニュアルの内容について周知を行い、訓練においてはより実践的に災害を想定した、発災前からの各部の災害応急対策業務、連絡体制、災害対応、避難所の運営等の実施訓練を行う必要がある。研修や訓練の実施により応援を必要とする業務を顕在化し、特に応援職員の視点で業務フローやマニュアルの確認、見直しに努める。